

新型コロナウイルスに関する

金融相談会

日時

5月28日(木)
9:00~16:00

会場

加東市商工会館

内容

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少している事業所様に、商工会の経営指導員より日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご説明をさせていただきます。

申込
問合せ

相談を希望される方は、5月26日(火)までに、裏面申込書をFAX又は持参してください。

[お問合せ先]

加東市商工会 経営支援課 (担当: 柳)

TEL:0795-42-0253

主催: 加東市商工会 共催: 日本政策金融公庫明石支店

▲

FAX 0795-42-2299

5/26 締切

参加申込書			
事業所名			
代表者名			
住所	〒		
電話番号		FAX	
<p>該当項目の□に「✓」を入れてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談会に参加を希望する。(希望時間が重なった場合は、調整させていただきます)</p> <p>時間帯 <input type="checkbox"/> 9:00~10:00 <input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00</p> <p> <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者から電話をもらいたい。</p>			

○ご紹介する融資制度の例

	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	新型コロナウイルス対策マル経
適用開始日	令和2年3月17日(火)	
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者	
貸付限度額	別枠 6,000万円	別枠 1,000万円
貸付利率	○3,000万円以内まで 当初3年間： 災害利率▲0.9% (0.46%) 4年目以降：災害利率 ○3,000万円超 全期間：災害利率 (1.36%)	当初3年間： 経営改善利率▲0.9% (0.31%) 4年目以降： 経営改善利率 (1.21%)
貸付期間 (据置期間)	設備：20年(5年) 運転：15年(5年)	設備：10年(4年) 運転：7年(3年)
その他	○一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能 ○法人の場合、一定の条件(注)に該当した場合、経営者保証を免除できる	○一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能



日本政策金融公庫
国民生活事業



加東市商工会
Kato City Societies of Commerce and Industry